

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ムラのミライ(以下団体という)定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬及び費用の支給)

第2条 団体は、役員の数全体の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

(1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。

(3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

2. 報酬の支払日 役員報酬の支払いは、毎月10日とする。

3. 報酬の支払い 役員報酬は、その金額を通貨または振込で役員に支払うものとする。ただし、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附 則

この規程は平成27年10月5日より実施する。